

監査公表第9号（平成28年4月22日、県公報第3787号登載）  
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成27年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成27年11月9日27監総第473号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年4月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

27農政第2267号  
平成28年3月30日

福岡県監査委員 山下芳郎様  
同 伊藤龍峰様  
同 行正晴實様  
同 縣 善彦様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日付27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡農林事務所	狩猟講習及び免許交付等手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。	納付書を一枚ずつ確実に消印処理し、消印証紙日計表を作成する際にも確認する仕組みを徹底していくことで、再発防止を図る。